

労働者派遣のマージン率および教育訓練に関する情報

1. 労働者派遣の実績およびマージン率

労働者派遣事業では、「労働者派遣法第23条第5項」に基づき、マージン率等を公開することが義務付けられています。令和3年度の労働者派遣の実績およびマージン率は下記の通りとなります。

【対象期間：令和3年1月1日～令和3年12月31日】

- ・ 派遣労働者数：51人 ・ 派遣先事業所数：3社
- ① 労働者派遣の料金（1日8時間当りの平均）：25,875円
- ② 派遣労働者の賃金（1日8時間当りの平均）：20,651円
- ③ マージン率（①－②）÷①：20.2%

※マージンに含まれるもの

- ・ 社会保険料：事業主が負担する健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
- ・ 有給休暇費用：社員が取得した有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当した費用
- ・ 健康診断費：一般健診および生活習慣病予防健診の費用
- ・ 教育研修費：教育研修費、資格取得支援
- ・ その他費用：営業活動費、採用活動費、通勤交通費、賞与、中退共掛金、通信費、事務所賃貸料、福利厚生費等の諸経費

2. 労使協定を締結しているか否かの別等

- ・ 労使協定あり 対象となる派遣労働者の範囲：機械組立工、一般化学工
- ・ 労使協定有効期間の終期：令和4年3月31日

3. 教育訓練に関する情報

改正労働者派遣法の要件となる「キャリア形成支援制度」に沿った教育訓練に関する情報は下記の通りとなります。

- ・ 入社1年目
ビジネスマナーの習得、基礎訓練、資格取得支援
- ・ 入社2～3年目
技術支援の実践的訓練、技術支援の応用的訓練、資格取得支援
- ・ 入社4年目以降
技術者のスペシャリストとしての育成訓練、リーダー・マネジメント研修、資格取得支援

4. キャリア形成支援制度について

キャリアコンサルティングの相談窓口 【設置場所】 本社 【連絡先】 0438-62-9982

